

答 申

平成 26 年 9 月 16 日付け農水政第 59 号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

霧島市長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「木質売買契約書」（以下「本件対象文書」という。）のうち、異議申立人が異議申立書により開示を主張する部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、本結論は、異議申立人が不服を申し立てた部分を審議の対象としたものであり、本件対象文書において不開示とされた全ての事項を扱ったものではないことを申し添える。

第 2 経緯

第 1 に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

年月日	内容
平成 26 年 7 月 29 日	開示請求者（異議申立人）から実施機関に対して「公文書開示請求書」が提出される。
同年 8 月 12 日	実施機関から異議申立人に対して「公文書部分開示決定通知書（農水政第 56 号）」が送付される。
同年 8 月 22 日	異議申立人から実施機関に対して「異議申立書」が提出される。
同年 9 月 17 日	実施機関から審査会に対して「情報公開審査諮問書（農水政第 59 号）」が提出される。
同年 9 月 26 日	平成 26 年度第 3 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年 10 月 3 日	平成 26 年度第 4 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年 10 月 17 日	平成 26 年度第 5 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会

第 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、霧島市情報公開条例（平成 17 年霧島市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく平成 26 年 7 月 29 日付けの開示請求に対し、平成 26 年 8 月 12 日付け農水政第 56 号で実施機関が行った本件対象文書の部分開示決定（以下「本件決定」という。）の一部取消しを求めるものである。

第 4 本件決定に対する主張の内容

1 異議申立人（以下「申立人」という。）の主張の要旨

(1) 異議申立書（平成 26 年 8 月 22 日付け）の要旨

以下の趣旨により、本件対象文書で不開示とされた数量欄の不開示決定に異議を申し立てる。

本答申は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第 14 条の規定に基づく、公表用のものです。

- 開示された文書では、霧島木質燃料株式会社と売買契約を締結した法人名は不開示となっており、特定できない。よって、契約数量を開示したとしても法人の不利益にはならない。
- 鹿児島県エネルギー対策課は、霧島市に対し「エネ政第 186 号」で以下のように指示している。
「当該事業計画において、安定的な燃料調達が生産の成否を左右する重要な要素であることから、事業実施に当たっては、貴市を含む関係者で締結された「木材の安定取引に関する協定」に基づく燃料調達が確実なものとなるよう、速やかに事業主体と各燃料供給者との間で売買契約を取り交わし、安定的な燃料調達が図られるように万全を期すこと。また、売買契約締結後は、速やかに、その写しを提出すること。」
多額の補助金を受けての事業であり、計画どおりの燃料調達ができるかの情報は公益性が極めて高い。
- 鹿児島県木質バイオマスエネルギー導入促進事業（木質バイオマス利用施設整備資金融通）実施要領第 9 第 5 項には、「知事は、事業実施市町村の長から第 9 の 4 による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合は、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無について審査し、理由がないと認められるときは、林野庁長官と協議の上、事業実施市町村の長に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。」と定められており、このような事態にならないように積極的に開示すべき情報である。

2 実施機関の主張の要旨

(1) 公文書部分開示決定通知書（平成 26 年 8 月 12 日付け農水政第 56 号）における「公文書の一部を開示しない理由」[抜粋]

『木質バイオマス売買契約書：霧島市情報公開条例第 5 条第 3 号に該当

開示請求のあった公文書のうち、第 2 条(1)原木の数量については、法人の営業、販売活動に関する情報であり、同号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とします。』

(2) 情報公開審査諮問書（平成 26 年 9 月 16 日付け農水政第 59 号）における「公文書の一部を開示しない理由」の要旨

- 不開示とした情報は、霧島木質燃料株式会社と、燃料供給の相手先となる団体のどちらにも関係する情報である。
今回の公文書開示請求が、複数ある売買契約書のうち、一部を抽出して開示されているのであれば、申立人の主張するように解することもできるが、それは燃料供給の相手先となる団体に係る情報としての判断に過ぎない。
- 今回の公文書開示請求に基づく公文書部分開示決定では、霧島木質燃料株式会社が締結した売買契約書の全てを部分開示している。
売買契約書の数量欄の情報が明らかになると、全ての売買契約書の数量欄を積算することにより、現時点で同社が確保を予定している燃料の総量という同社に係る情報が公になる。
- 霧島木質発電株式会社が 1 年間に消費する燃料は、ほぼ定量であり、霧島木質燃料株式会社は原木にて契約した燃料の数量等に応じて、今後、チップの売買契約を締結する方針である。
- 現在、鹿児島県内では、薩摩川内市と志布志市、県外近隣では、宮崎市の日南市、都城市において木質バイオマス発電事業を実施する動きがある中、当該情報が開示されることによって、霧島木質燃料株式会社の燃料調達の過不足具合が明らかになると、原木供給者、チップ供給者

との交渉に当たって不利になるおそれがあり、このことは、同社への安定した燃料供給を阻害し、結果として霧島木質発電株式会社の事業運営に悪影響を及ぼす可能性がある。

(3) 実施機関からの説明聴取（平成 26 年 10 月 3 日）の要旨

ア 本件対象文書の取扱いについて

民間事業者間における契約書である本件対象文書について、鹿児島県から市を媒介した形で提出を求められたという経緯により、市としては通常知り得ない情報を保有するに至ったものであるという事情をご理解いただきたい。

本件に関しては、市議会における質問に対し、価格については答弁せざるをえなかった経緯があることから、同様に本件対象文書の開示を求められた県は、数量に加え価格についても開示しなかった一方で、市としては価格に関しては開示したところである。

イ 質疑応答

(委 員) 全ての売買契約書の数量を積算することにより、現時点で霧島木質燃料株式会社が確保している燃料の総量が明らかになることを懸念されているようだが、このことがなぜ当該企業に対し不利益・悪影響をもたらすことになるといえるのか。

売買契約書上の数量はあくまで予想・想定量に過ぎないといえ、具体的な不利益・悪影響は想定しがたいのではないか。

(実施機関) 霧島木質発電会社が発電に当たり必要とする木材量は 6～7 万トンであり、これは全て霧島木質燃料株式会社が確保することになるが、売買契約書上の数量を積み上げた場合、霧島木質燃料株式会社がどの程度必要な木材を確保しているのかが明らかになることになる。このことはつまり、当該企業が確保している量と必要とする量の差が判明することにつながるものであり、仮に確保量が必要量を下回っている場合には、新規開拓を図るに当たって、交渉上不利な立場に陥る可能性がある。

また、霧島木質燃料株式会社としては、できるだけ原木で木材を確保することを考えているが、チップとしても購入する場合があります、この際においても、確保量と必要量の差が判明していることは、購入に係る交渉を不利に陥らせる可能性があるといえる。

(委 員) 原木総括表が毎月作成されるのであれば、木材の過不足がわかるのは年度末ということになるのか。

(実施機関) 原木総括表はあくまで補助対象となる木材に関するものであり、補助対象以外の木材も利用されることを踏まえれば、実際に利用した総量と毎月の原木総括表の数値の合計が同一になるとは限らない。

(委 員) 当該売買契約書については、県の通知（平成 26 年 2 月 24 日付けエネ政第 186 号）によれば、そもそも公開を予定していたと理解できるのではないかと、安定的な燃料調達を図られているかチェックするためにも開示すべきではないかとの申立人の主張をどう考えるか。

(実施機関) 当該申立人は、県に対しても当該売買契約書の開示を求めており、これに対し、県は、事業者名、数量及び価格を不開示としている。

そういった意味では、申立人の主張内容に関しては、個人的な解釈に過ぎないものと考えている。

実施機関は、本件対象文書について、条例第 5 条第 3 号アに該当するものとして一部不開示とした。

これに対し、申立人は、当該規定の適用による不開示に疑義を呈するとともに、当該情報が公表されるべき情報に該当するものとして、本件決定の一部取消しを求めている。

1 論点

本件に係る論点は、主に次のとおりである。

- 申立人が指摘するように、鹿児島県エネルギー対策課が通知した「エネ政第 186 号」及び「鹿児島県木質バイオマスエネルギー導入促進事業（木質バイオマス利用施設整備資金融通）実施要領」において、不開示とした内容は公表されるべき情報に当たるとの取扱いがなされているといえるか。
- 申立人が主張するように、今回の部分開示決定では契約締結の相手方が不開示とされており、当該相手方を特定することができないことから、不開示とした契約数量を開示したとしても、法人の不利益には当たらないものと解釈することができるか。

2 審査会の判断の理由

(1) 公表されるべき情報への該当性

申立人は、鹿児島県エネルギー対策課が通知した「エネ政第 186 号」及び「鹿児島県木質バイオマスエネルギー導入促進事業（木質バイオマス利用施設整備資金融通）実施要領」において、不開示とした内容は公表されるべき情報であるとの取扱いがなされていると主張している。

しかしながら、前者については、当該事業の公益性が一定程度高いことを主張する根拠となるものではあるが、これをもって直ちに当該売買契約書が公開を前提とされているものであると判断することはできない。また、後者については、当該内容は、事業を継続する場合における県の審査及び事業継続に係る合理的な理由がないときにおける補助金の返還要求という、いわば当然のことが記載されているものであり、当該内容自体が本件対象文書の公開の是非を左右するものであるということとはできない。

このようなことから、申立人の主張は妥当であるということとはできず、本件に関しては、下記(2)（不開示情報該当に係る実施機関の判断の適否）を審査することにより、本件決定の妥当性を判断すべきものとする。

(2) 不開示情報該当に係る実施機関の判断の適否

実施機関が本件決定の根拠とした条例第 5 条第 3 号については、霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申（平成 26 年 6 月 30 日付け答申第 1 号）において、当該規定の意義及び解釈の基準を示しているところであり、本件においても、当該内容に則り審査を行った。

実施機関が、申立人が開示を主張する部分を不開示情報に該当すると判断した主な理由としては、次のとおりである。

- ・今回の公文書開示請求に基づく公文書部分開示決定では、霧島木質燃料株式会社が締結した売買契約書の全てを部分開示している。売買契約書の数量欄の情報が明らかになると、全ての売買契約書の数量欄を積算することにより、現時点で同社が確保している燃料の総量という同社に係る情報が公になる。

本答申は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第 14 条の規定に基づく、公表用のものです。

- ・当該情報が開示されることによって同社の取引相手・取引状況が明らかになれば、他の発電事業体による燃料供給団体への働きかけ（営業活動）を招くおそれがあり、このことは同社への安定した燃料供給を阻害し、結果として霧島木質発電株式会社の事業運営に悪影響を及ぼす可能性がある。

このような中、事業者にとって重要な資源である木材をどの程度確保し、又は、確保する予定であるかに関しては、当該事業者にとって極めて重要な情報であるということができ、また、売買契約書に記載されている数量は、開示請求があれば開示される「霧島市木質バイオマス安定調達支援事業補助金」の対象となる木材の調達量だけでなく、当該補助金の対象外である原料の数量も含まれる私的契約の一面を持つことも考慮しなければならない。加えて、他の発電事業体による活動が活発化し燃料の確保競争が厳しくなるであろうことを踏まえれば、実施機関の判断理由には、「客観性」（当該法人の権利利益を害されるおそれが客観的に存在すること）及び「蓋然性」（抽象的な可能性ではなく法的保護に値する程度の蓋然性があること）がともに認められるといえることから、当審査会は、条例第 5 条第 3 号に該当するとして、申立人が開示を求める部分を不開示とした実施機関の決定は妥当であるものと判断する。

○霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	長谷川 史明	志學館大学法学部教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	植木 春生	司法書士
委員	河原 晶子	元志學館大学法学部教授
委員	末吉 隆之	弁護士